

令和4年度環境測定結果等について

令和4年度に実施した市内における環境測定の結果等をお知らせします。

1 大気環境測定（別紙1参照）

大気汚染防止法第22条第1項の規定により、市内に設置している測定局において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の測定を実施した。

- (1) 二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM_{2.5})、二酸化硫黄 (SO₂)、一酸化炭素 (CO) は、全測定局で環境基準および環境目標を達成した。
- (2) 光化学オキシダント (Ox) については、全測定局で環境基準および環境目標を達成しなかった。

2 有害大気汚染物質モニタリング調査（別紙2参照）

大気汚染防止法第22条第1項の規定により、有害大気汚染物質（環境基準が設定されている4物質、指針値が設定されている11物質等）について市内6地点で調査した。

- (1) 環境基準が設定されている4物質（ベンゼン等）は、全6地点で環境基準を達成した。
- (2) 指針値が設定されている11物質（水銀、ヒ素等）は、全て指針値を達成した。

3 アスベスト調査（別紙3参照）

市内6地点で夏冬2回の調査を行い、詳細調査が必要とされる指標（1本/リットル）との比較を行った。その結果、アスベスト濃度は0.056～0.11本/リットルの範囲であった。

4 微小粒子状物質調査（別紙4参照）

大気汚染防止法第22条第1項の規定により、大気中における微小粒子状物質の挙動等の科学的知見を得るため、市内1地点（千城台わかば小学校測定局）で、年4回、微小粒子状物質の成分分析を実施した。

5 降下ばいじん調査（別紙5参照）

市内12地点で降下ばいじん調査を実施した。その結果、環境目標値（降下ばいじん総量の月間値で1平方キロメートルあたり10トン以下）の達成率は95.6%であった。

6 水質調査（別紙6、7参照）

市内の公共用水域30地点、地下水15地点の水質調査を実施した。

(1) 公共用水域

ア 河川（25地点）

調査した35項目中、「ほう素」、「大腸菌数」を除き、全ての項目で環境基準および環境目標を達成した。

(ア) ほう素

花見川（新花見川橋）、花園川（高洲橋）、浜野川（浜野橋、どうみき橋）の計4地点で達成しなかった。

(イ) 大腸菌数

鹿島川の下泉橋で達成しなかった。

イ 海域（5地点）

調査した31項目中、「化学的酸素要求量（COD）」、「全窒素」、「全りん」を除き、全ての項目で環境基準および環境目標を達成した。

(ア) COD

1地点（東京湾 No.8（幕張の浜地先））で達成しなかった。

(イ) 全窒素、全りん

2地点（東京湾 No.7（いなげの浜地先）および No.8）で達成しなかった。

(2) 地下水（15地点）

千葉市の全体的な地下水質の状況を把握するため、市内15地点を調査し、そのうち、14地点で環境基準を達成した。また、これまでに汚染井戸が確認されている地区を対象とした、継続監視調査および汚染範囲の確認調査を実施した。

7 自動車騒音調査（別紙8参照）

自動車騒音の状況を市内45地点で調査し、主要幹線道路における環境基準の達成状況を評価した。

過去3カ年の評価で、環境基準の達成率は横ばいとなっている。

| 評価年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 評価対象住居等戸数 | 58,508戸 | 58,701戸 | 60,216戸 |
| 昼夜間とも 基準値以下の戸数 | 54,014戸 (92.3%) | 54,375戸 (92.6%) | 55,758戸 (92.6%) |

8 ダイオキシン類調査（別紙9～13参照）

(1) 一般環境に関する調査

ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定による常時監視として、大気3地点、公共用水域（河川・海域）5地点、地下水2地点および土壌2地点を調査した結果、全ての地点において環境基準を達成した。

(2) 立入検査および自主測定

市内4事業場への立入検査時の測定、およびダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定に基づき事業者が行った自主測定において、測定結果はいずれも排出基準を達成した。